

一般競争入札の実施（公告）

社会福祉法人むそうほわわ花見堂改修工事について一般競争入札に付するので次のとおり公告する。

令和 4年 1月 19日
社会福祉法人むそう
理事長 戸枝 陽基

1 競争入札に付する事項

(1) 建築主

住所 愛知県半田市天王町1丁目40-5
氏名 社会福祉法人むそう
理事長 戸枝 陽基

(2) 工事監理者

住所 東京都新宿区早稲田町85-9 近藤ビル4F
氏名 大澤成生 一級建築士事務所
TEL 03-6679-5922
FAX 03-6302-1547

(3) 工事概要

- ① 工事名称 社会福祉法人むそうほわわ花見堂改修工事
- ② 工事場所 東京都世田谷区代田1-13-14
- ③ 工事の内容
工事種別：改修工事(用途変更)
工事範囲：建築、電気、機械設備を含む設計図書記載(C工事)の範囲
- ④ 建物概要：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階
敷地面積 5,665.57 m²
延床面積 2989.14 m²うち改修部面積 231.405 m²
- ⑤ 工事期間： 契約確定の日から令和4年6月末日まで

(4) 入札方法等

- ① 入札方法 一般競争入札
総価による。落札者の決定にあたっては入札書に記載された金額にその100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とする。入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- ② 予定価格 有り（非公開）
- ③ 最低制限価格 有り（非公開）
- ④ 入札保証金 無し
- ⑤ 発注方式 単体企業とする

2 入札参加資格

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- 2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第

1543号財務局長決定)に基づく指名停止期間中であることなど指名から除外する期間中でない者

- 3) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条に基づく排除措置期間中でないものであること
- 4) 建設業の許可を有する事
- 5) 東京都の令和3年度・令和4年度建設工事等競争入札参加有資格者で、格付けがDランク以上であること

3 入札参加の手続き

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- ① 受付期間 公告日から令和4年1月31日(月)まで
- ② 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで(土日祝を除く)
- ③ 提出書類

ア 入札参加希望票(様式あり)

イ 質問票(様式あり)

ウ 入札参加資格申請日時点で有効な建設業許可証の写し

エ 直近の会社の経営状況がわかるもの(決算書など)

オ 会社の役員構成・指名がわかるもの

※提出書類の書式は社会福祉法人むそう HP にアップしておりますのでダウンロードしてください。社会福祉法人むそう HP : <https://musou.or.jp/>

※提出された申請書等の資料は返却いたしません。

- ④ 提出方法 郵送または持参 ※締め切り日必着
※必ず TEL にて到着確認する事

- ⑤ 提出・問合せ先 〒145-0071 大田区田園調布 5-45-10
社会福祉法人むそう 担当: 瀬
電話 03-6715-6240
FAX 03-6715-6249
E-mail: se@musou.or.jp

※問合せは原則Eメールにてお願いします。

※メール送信時は件名に「ほわわ花見堂改修工事について」と入れること。

※確認通知を受けたものであっても入札期日において審査項目を満たしていない者は入札に参加できません。

(2) 一般競争入札参加資格確認通知書及び設計図書等の配布

- ① 入札参加資格確認審査後、上記確認申請者には、令和4年2月2日(水)午後10時までに確認結果(入札参加資格の有無)をEメールにて通知する。
- ② 入札参加資格が有り確認された者には現場説明会の案内を行う。
現場説明会を令和4年2月4日(金)に実施予定。設計図はそこで配布する。
- ③ 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
 - ア 入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合
 - イ 提出書類の誤字・脱字により意思表示が不明瞭である場合

- ウ 所定の記名押印のないとき、印影が不明瞭である場合
- エ 入札参加資格申請に必要な要件を具備していない場合

(3) 設計図書等に関する質疑及び回答

- ① 質疑提出期限 令和4年2月10日(木)午後4時まで
- ② 質疑提出先 〒164-0042 東京都新宿区早稲田町85-9 近藤ビル4F
大澤成生 一級建築士事務所 担当 大澤
TEL 03-6679-5922 FAX 03-6302-1547
E-mail BYM03244@nifty.com
- ③ 質疑提出方法 設計図書等に同梱の様式に入力し質疑提出先までEメールにて送付すること。電話、FAX、訪問等での質疑は一切認めない
- ④ 回答日 令和4年2月14日(火)方法
- ⑤ 回答は質疑を集計の上、入札参加資格者全員へEメールにて送信する。

4 入札及び開札等

- (1)入札及び開札予定日 令和4年3月1日(火)(時間は追って連絡する)
- (2)場所 東京都大田区田園調布5-45-10
社会福祉法人むそう
- (3)入札書の提出 入札参加者は上記に示した日時、場所において入札書を提出すること。※6の入札にあたっての注意事項を参照

5 落札者の決定

- (1)予定価格の100/110の価格(以下「入札書比較価格」という)の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2)入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格をもって有効な入札をしたものがない場合は再度入札を実施する。
- (3)再度入札に参加できる者は初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において次の各号のいずれかに該当した者は、再度入札に参加できない。
 - ・無効の入札をした者最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者

6 入札にあたっての注意事項

- (1)参加者は入札日において参加受付の際に一般競争入札参加資格確認通知書、身分を証明するもの(運転免許証、社員証(顔写真付き))を持参し、入札主催者の確認を受けること。
- (2)代理人をして入札させる場合は委任状を提出すること。
- (3)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額(消費税相当額)を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額(消費税相当額を引いた金額)を入札書に記載すること。
- (4)入札を辞退する場合は事前に連絡の上、入札辞退届を提出すること。
- (5)入札書は必要事項を記入、押印(社印)の上、提出用封筒に入札書のみを入れ厳封し裏面に

社名、所在地、連絡先を記入し、実印にて割り印すること。

- (6) 入札にあたっては入札日当日に入札金額見積もり内訳書を持参すること。また初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。

但し、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。

- (7) 開札は入札書の提出後、直ちに行う。

- (8) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

- (9) 下記の各号に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話、FAXにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ④ 談合、その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においてはその箇所に押印のないもの

ウ 押印されるべき印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

カ 他人の代理を兼ねた者がした入札

キ 2 以上の入札書を提出したもの、又は 2 以上の者の代理をした者がした入札

ク 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

- (10) その他

- ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は入札を執行しないことがある。
- ② 一度提出した入札書の書き換え、撤回はできない。
- ③ 入札時には当法人の理事、監事、評議員等が立ち会うものとする。
- ④ 出席者は各社 2 名以内とする。

7 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負約款に準拠する。

- (2) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 1/10 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

- (3) 契約の履行については発注者及び監理者の指示に従う。

- (4) 一括下請負契約を行わないこと。

- (5) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。

- (6) 落札決定から本契約までの間に東京都の契約に係る競争入札参加停止等の措置を受けたものは本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする）

- (7) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

8 その他

- (1) 一般競争入札参加資格等確認書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) その他関係法令を遵守すること。
- (4) 入札資料の設計図書等を入手したものは、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。